

制度	対象被害	対象要件	対象者	限度額等	問合せ先
災害弔慰金等の支給制度					
災害障害見舞金	自然災害により精神的又は身体に著しい障害を受けたもの	生計を主として維持していた場合 その他の場合	個人 個人	250万円 125万円	地域福祉課 0277-44-8239
災害弔慰金	自然災害により死亡したとき	生計を主として維持していた場合 その他の場合	遺族 遺族	500万円 250万円	
災害援護資金の貸付け	自然災害により被害を受けた世帯 (1) 世帯主の負傷が概ね1か月以上の療養を要し、かつ次のいずれかに該当	ア 家財の被害金額がその家財の価額の概ね1/3以上及び住居に損害がない場合	世帯主	150万円	
		イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	世帯主	250万円	
		ウ 住居が半壊した場合	世帯主	270万円	
		エ 住所が全壊した場合	世帯主	350万円	
	自然災害により被害を受けた世帯 (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当	ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	世帯主	150万円	
		イ 住居が半壊した場合 ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く) エ 住居の全体が滅失又は流出した場合	世帯主 世帯主 世帯主 世帯主	170万円 250万円 250万円 350万円	
小災害被災者見舞金	自然災害により被害が生じ、災害救助法の適法を受けないもの 又は火災若しくは爆発等により被害が生じたもの	住家の全壊、全焼、流出、埋没、半壊、半焼、床上浸水等	世帯 (1人)	2万円	
		学童必需品の被害	世帯 (2人以上)	3万円	
		重傷	小中学生	1万円	
			個人	2万円	
小災害被災者弔慰金	自然災害により被害が生じ、災害救助法の適法を受けないもの 又は火災若しくは爆発等により被害が生じたもの	死亡	遺族	5万円	
被災者生活再建支援金	自然災害により被害が生じ、被災者生活再建支援法の適法を受けないもの	ア 住宅が全壊、半壊解体、敷地被害解体の場合。居住不能により長期避難が必要な場合。	世帯人数が複数人の場合	100万円	防災・危機管理課 0277-46-1151
		住宅の被害程度がアで、住宅を建設または購入により再建する場合。		300万円	
		住宅の被害程度がアで、住宅を補修により再建する場合。		200万円	
		住宅の被害程度がアで、住宅を賃借(公営住宅を除く)する場合。		150万円	
		イ 住宅が大規模半壊の場合。		50万円	
		住宅の被害程度がイで、住宅を建設または購入により再建する場合。		250万円	
		住宅の被害程度がイで、住宅を補修により再建する場合。		150万円	
		住宅の被害程度がイで、住宅を賃借(公営住宅を除く)する場合。		100万円	
		ウ 住宅が全壊、半壊解体、敷地被害解体の場合。居住不能により長期避難必要な場合。	世帯人数が1人の場合	75万円	
		住宅の被害程度がうで、住宅を建設または購入により再建する場合。		225万円	
		住宅の被害程度がうで、住宅を補修により再建する場合。		150万円	
		住宅の被害程度がうで、住宅を賃借(公営住宅を除く)する場合。		112万5千円	
		エ 住宅が大規模半壊の場合。		37万5千円	
		住宅の被害程度がエで、住宅を建設または購入により再建する場合。		187万円5千円	
		住宅の被害程度がエで、住宅を補修により再建する場合。		112万円5千円	
		住宅の被害程度がエで、住宅を賃借(公営住宅を除く)する場合。		75万円	
制度	対象被害	対象要件	対象者	限度額等	問合せ先
税等の軽減措置等					
市税申告等の期限の延長	災害その他やむを得ない理由がある場合	災害等の理由により申告、納付、納入等の行為をすることが困難と認める場合	納税者	災害がやんだ日から2か月以内の期限延長	【申告、減免について】 税務課 0277-46-1045 【納税について】 納税課 0277-32-4045
			特別徴収義務者	災害がやんだ日から30日以内の期限延長	
市税の徴収猶予	震災、風水害、火災、その他の災害により被害を受けた場合	災害により被害を受け、市税を一時に納税することができないと認める場合	納税者 特別徴収義務者	1年以内の徴収猶予	
市民税の減免	災害による損害により生活が困難となった場合	ア 損害額が前年の合計所得の80%以上	納税者	減免率 80%以内	
		イ 損害額が前年の合計所得の50%以上	納税者	減免率 50%以内	
		ウ 損害額が前年の合計所得の30%以上 (保険金、損害賠償金等により補てんされた金額がある場合はこれらの金額を差し引いた額)	納税者	減免率 30%以内	
固定資産税の減免	市の全部又は一部にわたる災害若しくは天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産	ア 土地 災害により作付け不能となった農地又は使用不能となった宅地	納税者	減免率 40%～100%	
		イ 家屋 災害により損害を受けた家屋	納税者	減免率 40%～100%	
		ウ 償却資産 災害により損害を受けた償却資産	納税者	減免率 40%～100%	
軽自動車税の減免	天災その他特別な事情があると認める場合	天災その他特別な事情があると認める場合において、その被災者等が所有する軽自動車等	納税者	減免率 100%	
都市計画税の減免	市の全部又は一部にわたる災害若しくは天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産	ア 土地 災害により作付け不能となった農地又は使用不能となった宅地	納税者	減免率 40%～100%	
		イ 家屋 災害により損害を受けた家屋	納税者	減免率 40%～100%	

制度	対象被害	対象要件	対象者	限度額等	問合せ先		
税等の軽減措置等							
国民健康保険税の減免	災害により生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められる者 （納付期限の延長、徴収猶予等によっても納付が困難等の場合に限る）	所得割額					
		ア 所得が皆無となった者	個人	減免率 100%以内	医療保険課 0277-44-8266		
		イ 所得が80%以上減少した者	個人	減免率 80%以内			
		ウ 所得が50%以上減少した者	個人	減免率 50%以内			
国民健康保険一部負担金の減免	災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受け、収入が著しく減少した場合 〈減額率算式〉 一部負担金 － （平均実収月額－生活保護基準相当額×110%） / 一部負担金	直近3か月間の平均実収月額が生活保護基準相当額の110%以下の場合	個人	減免率 100%	医療保険課 0277-44-8266		
		直近3か月間の平均実収月額が生活保護基準相当額の120%以下の場合					
		ア 減額率が80%を超える場合	個人	減免率 100%			
		イ 減額率が60%を超え80%以下となる場合	個人	減免率 80%			
		ウ 減額率が40%を超え60%以下となる場合	個人	減免率 60%			
		エ 減額率が20%を超え40%以下となる場合	個人	減免率 40%			
		オ 減額率が20%以下となる場合	個人	減免率 20%			
介護保険料の徴収猶予	災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合	第1号被保険者等が災害により住宅等に著しい損害を受けたとき	市民税が免除された者	6か月以内の期間を限って徴収猶予	長寿介護課 0277-44-8219		
介護保険料の減免							
居宅介護サービス費等の額の特例	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと	要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者であること	個人	居宅介護サービス費の90/100を超え100/100以下の範囲内において市が定めた	長寿介護課 0277-44-8217		
居宅支援サービス費等の額の特例				居宅支援サービス費の90/100を超え100/100以下の範囲内において市が定めた			
制度	対象被害	対象要件	対象者	限度額等	問合せ先		
農業関係者向け貸付制度等							
災害による損失を受けた農業者等に対して、復旧に必要な資金の融通	(1) 農作物の減収量が平年収量の30%以上となる被害を受けたほ場の面積が10ha以上となった災害（局地的災害の場合は5ha以上） (2) 果樹、桑樹等の永年作物の流出、損傷、枯死等による損失額が30%以上となる被害を受けた農業者の戸数が20戸以上となった災害（局地的災害の場合は10戸） (3) 畜産物又は繭の減収量が平年収量の30%以上となる被害を受けた農業者の戸数が10戸以上となった災害（局地的災害の場合は5ha以上） (4) 養殖魚の減収量が平年収量の30%以上となる被害を漁業者の戸数が5戸以上となった災害 (5) 濃漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者の戸数が10戸以上となった災害（局地的災害の場合は5戸） (6) 畜舎等に浸水を受けた農業者の戸数は10戸以上となった災害	ア 農作物の被害が平年における収穫量の30%以上となった者	農業者 （農業所得が総所得の50%以上の者）	当該経費の100%以内の補助	農林振興課 0277-32-4134		
		イ 永年作物の損失額が30%以上の者					
		ウ 農業用施設の流出、全壊等による被害額が10万円以上となった者					
			エ 畜舎が浸水したことにより伝染病防止措置が必要となった者	被害農業者 （市長の認定を受けたもの）		損失額の55%又は500万円のいずれか低い額の範囲内 損失額の45%又は200万円のいずれか低い額の範囲内	
		ア 果樹栽培者、家畜等飼養者、魚類の養殖に必要な資金の貸付け					
		イ 上記以外の被害農業者への貸付け	特別被害農業者 （市長の認定を受けたもの）	損失額の55%又は500万円のいずれか低い額の範囲内 損失額の45%又は400万円のいずれか低い額の範囲内			
		ア 果樹栽培者、家畜等飼養者、魚類の養殖に必要な資金の貸付け					
		イ 上記以外の特別被害農業者への貸付け	施設被害農業者 （市長の認定を受けたもの）	復旧に必要な経費の80%に相当する額又は農業近代化資金融資法で定める額のいずれか低い額			
		農漁業用施設の復旧に必要な資金の貸付け					
制度	対象被害	対象要件	対象者	限度額等	問合せ先		
その他							
斎場使用料の減免	災害による被災者	本市（委託市を含む）の住民が死亡した場合、又は祭祀を主宰する者となって使用する場合	個人		市民課 0277-32-3596		
一般廃棄物処理手数料の減免	天災その他特別の理由があると認めたとき	条例の規定により一般廃棄物処理手数料を減免	個人		清掃センター 0277-74-1010		
保育園等保育料の減免	震災、火災、風水害等により著しく被害を受けたとき	保護者が経済的理由により保育料の納付が困難	保護者		子育て支援課 0277-47-1153		
市営住宅への公募によらない入居	災害による住宅の滅失した場合の措置	災害により自らが居住する住宅が滅失した場合等で、引き続き居住することができず、一時的に居住する住宅の確保が困難である者	個人	家賃及び敷金並びに駐車場使用料免除	建築住宅課 0277-48-9029		
確認申請手数料等の減免	災害による住宅の滅失した場合の措置	災害で住宅が滅失した場合において、その災害が発生した日から6か月以内に、これを建築する場合の確認申請手数料等は免除する。ただし、当該住宅に非住宅部分があるときは、当該非住宅部分の床面積の合計が住宅部分の床面積を超えないものに限る。	被害を受けた住宅の所有者		建築指導課 0277-48-9032		
就学援助制度	天災等を理由とする経済的困窮により、就学が困難と認められる場合	ア 天災等により市民税の減免を受けた イ 天災等により個人の事業税の減免を受けた ウ 天災等により固定資産税の減免を受けた	市立小・中学校児童生徒の保護者		学校教育課 0277-46-6181		
市立学校受検料の免除 入学金の免除 授業料の免除 又は徴収猶予	非常災害により甚大な被害を受けた者	非常災害により甚大な被害を受けた者	個人		商業高校 0277-44-2477		

制度	対象被害	対象要件	対象者	限度額等	問合せ先
その他					
下水道使用料等の減免	天災又はこれらに類する災害	天災又はこれらに類する災害を受け、使用料等を納付することが困難であると認められるとき	被害を受けた公共下水道使用者		下水道課 0277-32-4347
受益者負担金の徴収猶予		災害等による自己所有の固定資産の全部又は一部について被害を受け損害のあった受益者	被害を受け損害のあった受益者	全額	
受益者分担金の徴収猶予		災害、盗難その他の事故	火災、災害等により住家が滅失又は損傷を受けた受益者	3割以上5割未満の損害を受けた受益者	
	5割以上の損害を受けた受益者			猶予期間 2年以内 ※公の罹災証明書等取得できるもの	
貸付金償還方法の特例	地震、水害、火災その他の災害等	地震、水害、火災その他の災害等特別な事由により貸付金の償還が困難となったとき	水洗便所改造資金の貸付を受けている者		
被災住宅を復旧するための資金融資	地震、豪雨、噴火、津波等の自然災害	「罹災証明書」の交付をうけた方 ※詳細は、独立行政法人 住宅金融支援機構までお問い合わせください。	被害を受けた住宅の所有者		独立行政法人 住宅金融支援機構 0120-0860-35